

学校いじめ防止基本方針



牧之原市菊川市学校組合立牧之原小学校

令和 2 年 4 月 1 日改訂版

第1 いじめ防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義 ・ ・ ・ いじめ防止対策推進法より

いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・ 軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

なお、一つ一つの行為がいじめに当たるかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことを最優先とする。また、いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子やまわりの状況をしっかりと確認する。けんかやふざけ合いであっても、常にいじめの判断は被害者の立場に立って、被害者の複雑な心情に寄り添っていく。

2 いじめの理解

いじめは、どの子にも、どこでも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。

また、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけではなく、学級等の集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする子どもがいるなど、「傍観者」として周りで見ても見ぬふりをして関わらない子どもがいることにも気をつける必要がある。

3 基本的な考え方

いじめはどのような理由があっても許されない行為である。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められる。

いじめられた子どもは心身ともに傷つき、その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。このため、いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのためいじめを未然に防止することが最も重要になってくる。

いじめの未然防止のためには、いじめが起こりにくい人間関係を作り上げていくことが求められる。このため家庭・地域・学校が連携して、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、豊かな人間関係の中でいじめに向かわない子どもを育てていくことが重要である。

(1) いじめの未然防止 ―健やかでたくましい心を育む―

健やかでたくましい心を育むためには、家庭、地域、学校それぞれが連携して、子ども自身の自立を目指すことが大切である。子どもの発達にあわせて子どもを理解し、子どもの思いを子どもの立場に立って受け止め、その子のよさや可能性を認める姿勢を持ち、子どもとの信頼関係を作り上げていくことが、子どもが自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、よりよい自分を目指していこうとする望ましい成長を支える。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していく。

家庭においては、子どもとの関わりや対話を大切にすることが重要である。子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるように努めていくことが大切である。

地域においては、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）を育てる場として、地域住民が連携して、子どもを温かく、時には厳しく見守っていく必要がある。

学校においては、子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められる。学級活動の時間を活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、問題を自ら解決していくような集団を育てていくことが重要である。また、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え議論する場を設定し、教育活動全体を通じた道德教育の推進を図る。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要である。学

校や家庭、地域等が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃した場合は、一刻も早く協力して対応していく。

○早期発見　－いじめはどの子にも起こりうる－

いじめは、どこでも、誰にでも起こりうることから、いじめの早期発見には、家庭・地域・学校が協力して子どもを見守り続けていくことが求められる。

いじめのサインは、いじめを受けている子からも、いじめている子からも出ている。深刻な事態にならないためにも、周りの大人が常に子どもに寄り添うことで、子どものわずかな変化を手がかりに、いじめを見つけていくことが大切である。

家庭では日頃の対話や態度などから、子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努められるよう啓発していく。

学校では、いじめを訴えやすい機会（アンケート）や場（カームルーム、職員室ワイガヤコーナー）を作り、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する。

また、牧之原市教育委員会の学校生活アンケートや、校内における、定期的ないじめアンケート調査、学校評価アンケートを実施し、4つの視点（1 学校が楽しい、2 みんなで何かをするのが楽しい、3 授業に主体的に取り組んでいる、4 授業がよく分かる）について評価、点検し、積極的ないじめの発見に努める。

地域では、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校に連絡するなど連携して対応することが重要である。そのため、各地区の区長、民生委員、祖父母の会、学校評議員、農村婦人の家、コミュニティーセンター、子どもが立ち寄るような地域のお店等に、いじめを発見した際の早期連絡をお願いする。

○早期対応

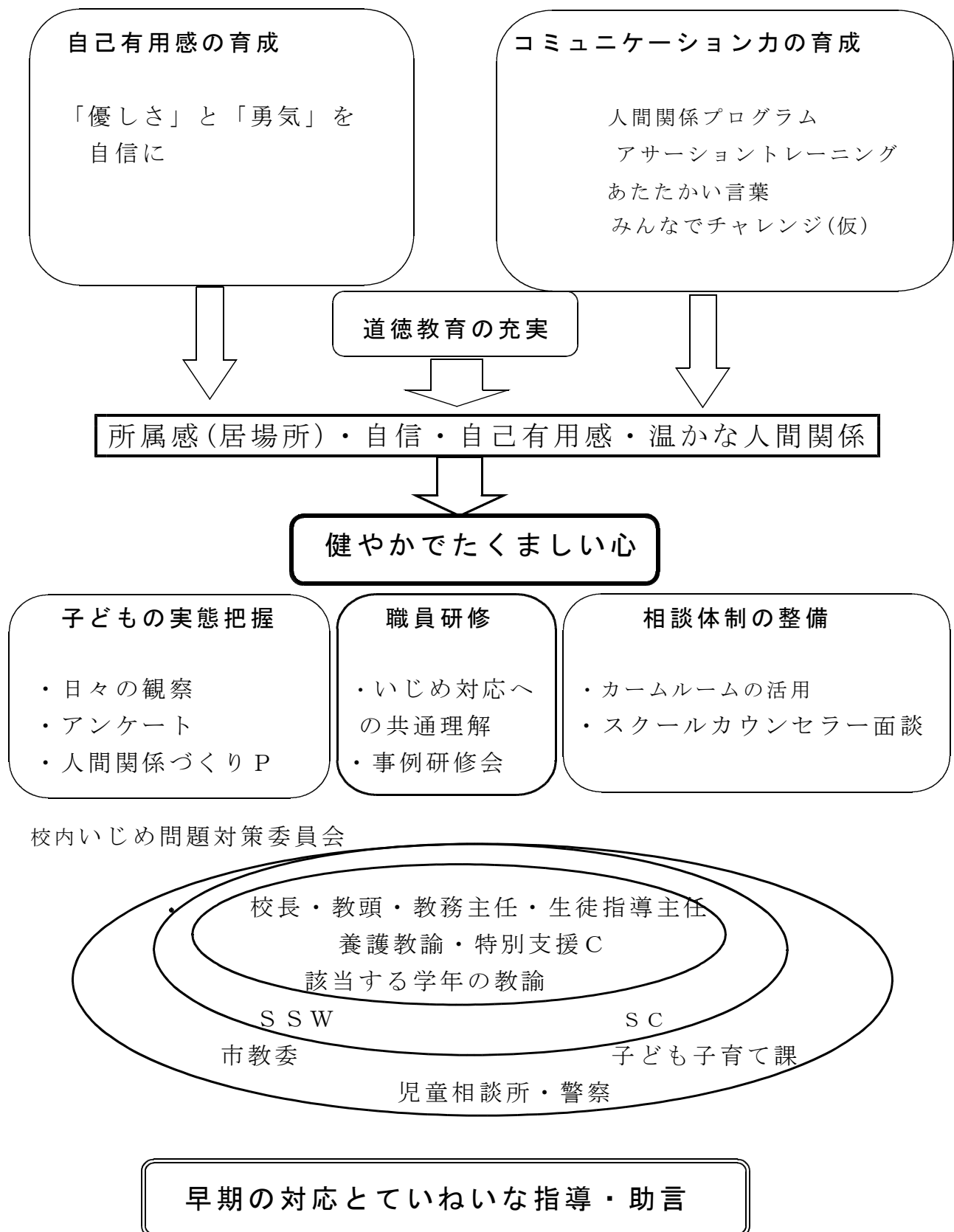
いじめが発見された場合、あるいは、児童・保護者からいじめの訴えがあった場合、深刻な事態にならないように、家庭、地域、学校が状況に合わせて連携し、速やかに協力して対応する。

まずは校内に「いじめ問題対策委員会」を早期に設置する。メンバーは、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援C、養護教諭、該当する学年の教諭とする。場合によっては、SSW、SCに協力を求める。いじめられた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、対応する。

また、牧之原市教育委員会に早期報告する。状況によっては、警察や児童相談所、子ども子育て課、主任児童委員、民生委員、社会福祉課、医療機関など関係機関等と連携する。

第2 牧之原小学校におけるいじめ防止等のための対策

1 全体計画



2 校内いじめ問題対策委員会

- (1) いじめの防止等の中核となる常設の組織として当委員会を置く。
- (2) 構成員は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・特別支援Cとする。
いじめ事案があった場合は、該当する学年部の教諭も加わる。
- (3) 必要に応じて、SSW、SCも加わる。
- (4) 情報の記録は教務主任が行う。
- (5) いじめが認識された時には校内いじめ問題対策委員会の緊急会議を開いて対応を協議する。

3 いじめ防止等のための対策

(1) いじめの未然防止

ア 自己有用感を高める

- (ア) 授業において、**あたたかな聴き方、やさしい話し方**の指導を核に、学級のあたたかな雰囲気を作り上げるとともに、一人一人に所属感や自信を持たせる。
- (イ) **「勇気と優しさ」を自分たちの良さ**としてとらえ、自尊感情を高めていく。
- (ウ) **ボイスシャワー**（子供を認める教師の言葉）を積極的に行う。
- (エ) 人間関係を良好にしたり、感情を統制したりする**スキルを学ぶ**。

（人間関係作りプログラムを計画的に行う）

イ コミュニケーション力を高める

コミュニケーションの基本である**あいさつについて推進**することにより、温かな人間関係を育み、集団の中で明るく生活ができるようにする。

ウ 道徳教育の推進

社会性や規範意識、思いやりなど豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。

エ 保護者や地域への啓発

ホームページ、学校便りを通じて、校内、校外での約束を周知したり、積極的に子どもたちの輝き（がんばり）を知らせてよさに目を向けさせたりする。

オ 教職員の資質の向上

(ア) 県「未然防止プログラム」の活用

静岡県総合教育センターが作成した、いじめの未然防止に焦点を当てた指導プログラムを活用していく。

(イ) 配慮が必要な児童への対応

発達障害や性同一性障害など、障害のある児童、海外から帰国した児

童や外国人の児童、被災児童等、学校として特に配慮が必要な児童について日常的な支援を行う。保護者と連携しながら、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(ウ) いじめ防止等の取組における評価

いじめ防止の取組について学校評価の中に位置づける。

(2) いじめの早期発見と早期対応

ア 子どもの実態把握

(ア) 子どもに対する日常的な観察を基盤に、定期的なアンケート調査を実施する。(各ステージの終了する週に実施：年間5回)

(イ) 人間関係プログラムによる調査を実施する。

イ 相談体制の整備

(ア) 連絡帳や本読みカードのやりとりの中で保護者からの情報交換を密にすることに加え、5月と10月に面談日を設定する。

(イ) スクールカウンセラー勤務日のなどを周知させ、希望者に相談ができるように配慮する。

(ウ) いじめの相談を受けた場合は、家庭や地域と連携し、いじめを受けた子どもやいじめについて報告した子どもの立場を守ること

に配慮する。

ウ 学校のいじめに対する措置

(ア) いじめの通報を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われる場合は直ちに事実確認を行うとともに、その結果を校長に報告する。また、必ず教育委員会への報告を行う。

(事実確認はその日のうちに行う。複数の子どもの確認を行う場合は、一人ずつ行うことを原則とする。)

(イ) いじめが確認された場合はいじめ問題対策委員会を開催し、いじめをやめさせること、再発の防止、いじめを受けた子どもとその保護者への支援、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導・助言について、検討する。なお、支援および指導・助言については継続的に行う。

(ウ) 必要に応じていじめを行った子どもを、いじめを受けた子どもが使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるようにする。

(エ) いじめを受けた子どもの保護者といじめを行った子どもの保護者との間で争いが起こらないように、事実を正確に把握した上で、情報が共有できるように配慮する。

(オ) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めたときは警察に相談し、連携して対応する。また、子どもの生命、身体

又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察などに通報するなど、適切な援助を求める。

(3) 関係機関との連携

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門家や、市子ども子育て課や児童相談所、警察と日頃から協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し早期に対応する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態のケース

重大事態とは次の場合を言う。

ア いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。

(ア) 子どもが自殺を企図した場合 ・ 身体に重大な障害を負った場合
(イ) 金品に重大な被害を被った場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合
等

イ 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席している時

ウ 子どもや保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(2) 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、教育委員会の判断のもと、速やかに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするための調査を行う。(この際、因果関係の特定を急がない。)

子どもの入院や死亡など、いじめられた子どもからの聞き取りが不可能な場合は、子どもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分に配慮しながら、速やかに調査を行う。

(3) 情報の共有

教育委員会の指導のもと学校は、いじめを受けた子どもおよびその保護者に対し、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

(4) 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供をする。初期の段階でトラブルや不適切な対応が、無かったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることがないように留意する。また、自殺については、連鎖（後追い）の可能性があることなども踏まえ、報道のあり方に特別な注意が必要であり、WHOによる自殺報道への提言を参考にする必要がある。

5 いじめの解消について

いじめは、謝罪をもって安易に解消とは考えない。いじめが解消されたという状況を次のように考える。

（１）行為がなくなる。

被害児童に対する心理的・物理的な影響を与える行為が少なくとも３ヶ月止んでいること。

（２）被害児童本人が心身に苦痛を感じていないこと

被害児童、保護者への面談を計画的に続けて、必ず確認する。